

高岡市観光ポータルサイト「高岡観光ナビ」リンク基準

1 趣旨

高岡市観光ポータルサイト「高岡観光ナビ」（以下「本サイト」という。）と外部のホームページ（「高岡観光ナビ」以外のホームページをいう。以下同じ。）とのリンクを設定する場合の基準を次のとおり定める。

2 「高岡観光ナビ」から外部のホームページへのリンク

(1) リンク設定の原則

「高岡観光ナビ」から外部のホームページへリンクを設定する場合、以下の(3)、(4)の条件を満たしていなければならない。

(2) リンクの前提条件

リンクを設定したことにより、高岡市（以下「市」という。）及び公益社団法人高岡市観光協会（以下「観光協会」という。）がリンク先のホームページの内容等を推薦するものではない。リンク先のホームページの内容は、そのホームページの管理者等に帰属し、市及び観光協会の管理下にはないため、それらについて市及び観光協会はいかなる責任も負わないものとする。また、リンク先との取引や閲覧等により生じたトラブルについては当事者間で解決するものとし、市及び観光協会は一切関与しないものとする。

(3) リンクの対象となるホームページ

「高岡観光ナビ」からリンクすることができるホームページの提供先は次のとおりとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 前号以外の公共機関、公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く）又は市が出資する法人

ウ 姉妹・友好都市

エ その他、市又は観光協会が必要と認めるもの

(4) リンク設定の条件

リンク先のホームページの内容等は、次に掲げる要件をすべて備えているものとする。

ア 個人情報の取り扱いについて、十分な配慮を行っていること。

イ ホームページの主な内容が、宣伝又は営業活動でないこと。

ウ 明らかに公序良俗に反する内容又はこれに類する内容を掲載していないこと。

エ 著作権法その他の関連法令に反する内容を掲載していないこと。

オ 政治又は宗教活動に関する内容を掲載していないこと。

カ 個人、団体等を誹謗又は中傷する内容を掲載していないこと。

(5) リンクの解除

次の場合、市又は観光協会は、リンク先の管理者等へ連絡を行うことなく、リンクの設定を解除することができるものとする。

ア 前に規定する(3)又は(4)の要件に欠けていることが判明したとき。

イ 長期にわたりリンク先のホームページが表示されないとき、又は当該ホームページの実態が存在しなくなったとき。

ウ その他、市又は観光協会が必要と認めるとき。

(6) 免責事項

「高岡観光ナビ」からリンクの設定を行わなかったことにより、又はリンクを途中解除したことにより発生じたいかなる問題に関しても、市及び観光協会は一切の責任を負わないものとする。

3 外部のホームページから「高岡観光ナビ」へのリンク

(1) リンク設定の原則

外部のホームページから「高岡観光ナビ」へのリンクは、行政運営に支障のない範囲において制限しない。この場合における「高岡観光ナビ」へのリンクは、原則として当該トップページとし、リンク先が「高岡観光ナビ」であることを明記するものとする。

(2) リンクの前提条件

リンク元の外部のホームページの管理者、内容等については、市及び観光協会はいかなる責任も負わないものとし、当該ホームページの内容は、その管理者等に帰属し、市及び観光協会とは関係のないものとする。また、リンク元の外部のホームページとの取引や閲覧等により生じたいかなる損害についても、市及び観光協会は一切関与しないものとし、当事者間で解決するものとする。

(3) リンクの解除

外部のホームページが次のいずれかに該当する場合は、リンクの取り消しを要求するものとする。

ア 公序良俗に反するもの

イ アダルトコンテンツ（性的又は暴力的描写等の表現をいう。）を含むもの

ウ 犯罪行為に結び付くもの又は違法な内容を含むもの

エ 個人、団体等の名誉、人権、財産若しくはプライバシーを侵害する内容又は個人、団体を誹謗中傷する内容を含むもの

オ 特定の政党、政治団体、宗教団体、思想又は宗教に対する支持又は不支持を表明する内容を含むもの

カ 選挙の事前運動、選挙運動その他これらに類するもの又は公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に抵触する内容を含むもの

キ 不正なアクセス又はシステムの停止を引き起こす内容を含むもの

ク 外部のホームページが、「高岡観光ナビ」であるかのように表示され、利用者の誤解を招くおそれのあるもの

ケ その他、リンクが適当でないと市が認めるもの

(4) 免責事項

「高岡観光ナビ」の内容変更や移動があっても、リンクを設定した外部のホームページの管理者等への通知は行わないものとする。